

アークフラッシュ施工された老人施設からは6年間インフルエンザの発症が報告されておりません。

<<通販開始>> <http://homepage2.nifty.com/arc-clean/>

<<鳥インフルエンザ>>

英銀行大手のHSBC<HSBA.L>、新型インフルエンザが流行した場合、最悪で従業員の半数が罹患・病欠する恐れがある、との報告書をまとめる。

世界保健機関(WHO)は9日、トルコで計14人が鳥インフルエンザに感染していたことを正式に確認した。アジアと欧州をつなぐ位置にあるトルコでの感染拡大は欧州などに脅威となりそうだ。

一方、3人の死者が発生したトルコ東部ドーウバヤズトを訪れているWHOの専門家チームは同日、「今のところ、人から人への感染を示す要素はない」と述べ、鳥から感染した可能性が高いとの見方を示した。

鳥ウイルスが変異すると、人と人の間で容易に感染するようになるとされるが、その懸念はひとまず打ち消された。

中国の新華社は9日、衛生省の情報として、湖南省で6歳の少年が鳥インフルエンザH5N1型に感染していることが確認されたと伝えた。

中国でこれまでに確認された鳥インフルエンザ感染者数は、8人目となる。この少年は現在、病院で治療を受けているという。

インドネシア保健省の高官は9日、今月1日に死亡した39歳のインドネシア人男性が、鳥インフルエンザに感染していたことを明らかにした。現地での検査結果を受け、発表した。

世界保健機関(WHO)が認める研究所での確認が得られれば、インドネシアにおける「H5N1型」鳥インフルエンザ・ウイルスへの感染による死者数は、知られているだけで12人となり、感染者数は17人となる。

同高官はロイターに対し、現地での検査結果は6日頃に出たと伝えた上で、死亡した男性は死んだ鶏に接触していたとも語った。

男性は、ジャカルタの病院で治療を受けていたが、1日に死亡した。

現時点でH5N1型鳥インフルエンザ・ウイルスは、ヒトからヒトへ感染することはほぼあり得ないとみられているが、専門家らは、ウイルスがヒト-ヒト間での感染能力を持ち、世界的に流行する可能性について懸念している。

世界保健機関(WHO)は10日、先月中国政府が鳥インフルエンザへの感染を報告した患者2人が死亡したと発表した。

中国ではこれまでに8人が鳥インフルエンザに感染、うち5人が死亡したことになる。また、中国農業省は10日遅く、同国南部・貴州省の農場で、うずらから鳥インフルエンザウイルスが検出されたことを認めた。

うずらへの感染が見つかったのは今月初めで、感染後に1万6000羽を処分。その後、毒性の強いH5N1型であることが判明し、さらに4万2000羽を処分したという。

< < 祝 > >

アークフラッシュ本部の役員でありました松岡さんがこの度、めでたく独立され本部を退職されました。

本部宛の質問などは、直接本部に送信して頂きたい、関係各位にお願いいたします。

< < シックハウス > >

新築マンションに入居しようとした際、シックハウス症候群になったとして、東京都台東区に住む40代の夫婦がマンション販売会社「ベル・アンド・ウイング」(東京)に売買契約解除と約5600万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は5日、契約解除を認め約4800万円の支払いを命じた。

原告側代理人の弁護士は「シックハウスをめぐる訴訟で売り主側の責任を認めたのは初めてではないか」と話している。

判決理由で杉浦正樹裁判官は「引き渡し時に、シックハウスの原因となるホルムアルデヒド濃度が厚生省(当時)指針値を相当程度超える水準にあった」と認定。

その上で「マンションの欠陥に対し売り主は責任を負う」とし、マンション代金4350万円のほか、引っ越し費用などの支払いも認めた。

< < バイオテロ > >

財務省は9日、ウイルスや細菌を使った生物テロへの対策として、炭疽(たんそ)菌やエボラウイルスなど人体に危険な12種類の病原体の輸入を禁止する方針を固めた。違反者には5年以下の懲役か3000万円以下の罰金、もしくは両方を科す。銃や麻薬などの輸入禁制品を定めている関税定率法の改正案を今年の通常国会に提出し、2006年度中に実施する。

現在、検疫法によって、病原体の感染者の入国を阻止したり、隔離することはできる。しかし、病原体を箱に入れて国内に空輸したり、入国者が瓶などに詰めて持ち込む行為は規制の対象になっていない。

仮に、貨物や入国者の持ち物にエボラウイルスなどの病原体が入っているのを税関が発見したとしても、素通りを許してしまう恐れがある。

法改正後は、税関が病原体を差し押さえることが可能となり、テロリストなどによる病原体の持ち込み阻止に効果を上げそうだ。

輸入禁止の対象には、新型肺炎(重症急性呼吸器症候群 = SARS)や天然痘、ペスト、南米出血熱などの病原体も含める。これらの病原体は、予防ワクチンがなかったり十分なワクチンが確保されておらず、国内でテロなどに利用されれば甚大な被害が予想される。

ただ、危険な病原体を安全に扱える施設で研究を行うなど、国が特別に許可する場合などは、例外的に輸入を認める。厚生労働省は、これらの病原体の所持、製造などを原則として禁止する感染症法改正案も今年の通常国会に提出する方針を打ち出している。

*** 発行責任者: 株式会社アークフラッシュ本部**

笹川 透

03-5337-7275 FAX 5337-7465 honbu@arc-flash.com

1号～33号までを配信希望の方はメールにて申込ください。